

2021 年度課題別研修「臨床検査技術—新興・再興感染症にも対応できる臨床微生物学—」

研修委託業務概要

1. 研修コース概要

【研修コース名】

課題別研修「臨床検査技術—新興・再興感染症にも対応できる臨床微生物学—」

【背景】

ミレニアム開発目標（MDGs）で達成できなかった課題を改善し持続的な社会を形成するため、2015 年、国連にて 2030 年までの新たな国際開発目標となる「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択された。SDGs の目標 3 は「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」とされており、具体的には妊産婦死亡率・新生児死亡率・5 歳以下死亡率を目標値まで削減すること、保健医療及び社会保護に公平かつ普遍的にアクセスできる世界を目指す UHC を達成することなどがターゲットとして掲げられている。

こうした中で JICA は UHC 達成に向けて保健システムの構築を主軸とし、母子保健、感染症対策、非感染性疾患等への対策に取り組んできている。このうち感染症対策は、エボラウイルス病やジカウイルス感染症の流行等を受け、喫緊の取り組みが必要とされている領域である。またアフリカにおいては、PREPARE 構想のもと、ラボ強化支援を通して健康危機対応能力強化を目指している。

更に、2020 年 1 月には世界保健機関が新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)の世界的な流行状況に関し、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した。開発途上国へも感染が拡大している状況にあり、COVID-19 対策下においても世界的レベルでの予防対策を早急に実施する必要がある、国際的な医療情報ネットワークの構築と信頼できる検査技術の果たす役割は益々重要となっている。

日本の医療水準の向上には精度の高い分析手法・検査技術に根差した信頼度の高い医療データの提供が重要な役割を果たしてきた。

開発途上国においてもこうした信頼度の高い医療データの提供、検査技術は新興感染症への世界的な予防対策を講ずる上で不可欠となる。

本研修では、感染症の診断の向上及び参加各国内でのラボラトリーネットワークの強化に向けて、国／地方の基幹医療機関もしくは診断部門と連携できる基幹検査機関の臨床検査業務に従事する者が、1) 精度の高い検査技術（微生物検査）2) 検査室管理・運営の手法を習得し、説明できるようになることを目指す。なお、国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン（2016 年）の柱である薬剤耐性に関する最新の知識と検査技術も内容に含んでいる。

【案件目標】

研修員が、自国の保健システムの中での臨床検査の役割を踏まえ、感染症の適切な診断と治療に必要な標準的かつ精度の高い微生物検査技術および検査室管理・運営の手法を習得し、説明できるようになる。

【単元目標】

- (1) 微生物検査を効率的に進める検査室の管理・運営手法を習得し、説明できる。
- (2) AMR や COVID-19 のような新興・再興感染症対策に必要な微生物検査の知識と技術（PCR 検査、免疫学的検査を含む）を習得し、説明できる。
- (3) 感染症の診断に必要な微生物検査の有効な活用法を習得し、説明できる。
- (4) 自国の保健システムの中での微生物検査の役割を理解し、日々の業務に活用できる。

【研修期間】（予定）

遠隔型研修：2022 年 1 月中旬から 2022 年 2 月上旬の間

【人数】（予定）

11 名（応募状況や選考の過程で変更や数名の増減あり）

【対象国】（予定）

東ティモール、スリランカ、サモア、イラン、ケニア、ナイジェリア、ザンビア、ガボン、南スーダン、アフガニスタン

【対象研修員】

国または地方の基幹医療機関もしくは診断部門と連携できる基幹検査機関に勤務する者で原則以下の全ての項目を満たしている者

- (1) 臨床検査業務に従事する臨床検査技師、もしくは医師、薬剤師、看護師
- (2) 研修で習得した技術及び知識の普及を実行可能な責任ある立場にある者
- (3) 微生物検査に従事している者

【使用言語】

英語

【研修方法】

2021 年度は世界的な COVID-19 の感染拡大の影響により本邦での研修実施とせずオンラインを活用した遠隔研修とする。

2022、2023 年度については情勢を確認し、来日を前提としつつ適切な研修方法（本邦研修、遠隔研修）を協議の上決定する。

2. 業務の範囲及び内容

(1) 業務（研修）実施方法

① 講義：

テキスト・レジュメ等を準備し、研修員らがインターネット上で受講できるように講義を視聴覚教材として作成する。その際、講義毎もしくは単元毎の確認問題、またはミニレポートの作成・発表等を設定することで研修員の理解を高めるよう工夫する。なお、これらの録画・編集・翻訳等が必要な場合には、原則 JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

② 演習：

講義との関連性を重視し、テキスト及び講義映像等を参照しながら学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫する。更に、参加国のインターネット環境も踏まえつつ、講師と研修員または研修員間の双方向の交流、質疑応答の機会を設定し、遠隔研修であっても、修了後の実務に役立つことを目指す。

③ レポート作成・発表：

各レポートの作成・発表に当たっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、併せて修了後の問題解決能力を高めるよう努める。

(2) 業務の実施方法

上記1. 案件目標・単元目標を達成するために、以下の業務を実施する。

【2021 年度遠隔研修】

① 研修実施全般に関する事項：

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- 2) 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- 3) 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- 4) コース評価要領の作成
- 5) 研修員選考会への出席
- 6) JICA 東京、その他関係機関との連絡・調整
- 7) 通訳同行者の配置および業務実施に必要な調整
- 8) コースオリエンテーションの実施（またはオリエンテーション動画の作成、ポータルサイト等へのアップロード）
- 9) 研修の運営管理とモニタリング（ウェブまたはメールベースを想定）
- 10) 研修員の技術レベルの把握（ウェブまたはメールベースで個別面接の実施等）
- 11) 各種オンライン発表会の準備・実施
- 12) 帰国研修員との TV 会議開催時の準備・調整・実施
- 13) 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- 14) 研修員からの技術的質問への回答
- 15) 評価会（Web、またはメールベースでの聞き取り）への出席、実施補佐
- 16) 反省会への出席

17) 講義の評価

②講義（演習・実習）の実施に関する事項：

- 1) 講師の選定・確保
- 2) 講師への講義依頼文書の発出
- 3) 講義の録画を念頭に講義室及び使用資機材の確認と使用申請手続き
- 4) 講義テキスト・資機材・参考資料の準備（使用言語への翻訳・印刷製本を含む）・確認・アップロード
- 5) 講義映像の作成及び編集、ポータルサイト等へのアップロード
- 6) インターネットを活用した双方向型のコミュニケーション方法の検討（ファシリテーターの配置を含む）、研修員への周知、内容理解のための補助
- 7) インターネット上のコミュニケーションツールを活用したワークショップ、演習等の検討、実施
- 8) 講師謝金の支払い
- 9) 講師への旅費・交通費の支払い
- 10) 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

※2021年度は遠隔研修のため、研修旅行の実施は想定しないが、動画配信による視察先の紹介を含む可能性あり

【2022年度・2023年度本邦研修】

上記業務に加え、以下が追加されます。

③ 視察（研修旅行）の実施に関する事項

- 1) 視察先の選定・確保と視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- 2) 視察先への引率・補足説明
- 3) 視察にかかる謝金等の支払い
- 4) 視察先への礼状の作成と送付
- 5) 視察先での宿泊・交通手段の確保

④ 病院実習に関する事項

- 1) 実習先の選定・確保と実習依頼文書の作成・送付
- 2) 実習先との連絡・調整
- 3) 院内感染予防対策の確認及びその実施
- 4) 実習内容のモニタリング
- 5) 実習謝金等の支払い
- 6) 実習先への礼状の作成と送付

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）、経費精算報

告書、情報廃棄報告書を各 1 部ずつ、技術研修期間終了後速やか（契約書記載の期限まで）に提出する。

（注）本業務概要は公示時点のもので、詳細については変更される可能性があります。

以 上